

◆ ガイドラインの趣旨

障害者等用駐車区画については、各種法令に基づく整備基準により、着実に整備が図られています。

しかし、「健常者が駐車している」、「区画の数が少ない」ことによって、必要としている方が十分に利用できていない実態があります。

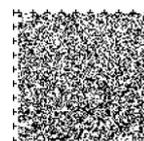
適正利用を推進するためには、まず健常者のモラルやマナーの向上を図り、障害者等用駐車区画を必要としている人がいること、必要のない方は使用しないことを周知し理解を深めてもらうことが重要です。

あわせて、必要としている方が利用しやすい環境をつくっていく必要があります。平成24年に東京都が実施した調査(*)では、医療・福祉施設や物販店、飲食店など、日常的に利用する様々な施設で適正利用の推進が求められています。

そのため、施設管理者が、適正利用に向けた対策を実施する際の参考となるよう、様々な施設において実際に行われている、効果的な対策事例を紹介することとしました。

それらを参考に、各施設管理者が、施設の実情に応じて対策を選択して実施していただくことで、より多くの施設において適正利用を推進することができます。

(*) 東京都では、平成24年に、駐車場利用者と施設管理者に対し、適正利用に関するアンケート調査を実施しました。結果の概要については20ページを参照ください。



◆ 障害者等用駐車区画とは

車いす使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために設けられた専用駐車区画のことです。

特徴

- ① 車いす使用者が利用できるよう、幅が広い（3.5m以上）
- ② 建物の出入口やエレベーターホールなどに近い
- ③ 「障害者のための国際シンボルマーク」を表示

シンボルマークを表示した区画



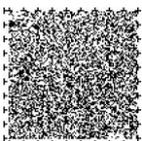
車いすで乗降する様子



車いす使用者は、乗降のために広いスペースが必要です。
通常の区画では利用できないことに十分配慮する必要があります。

※ 障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。



～法令に基づく整備基準～

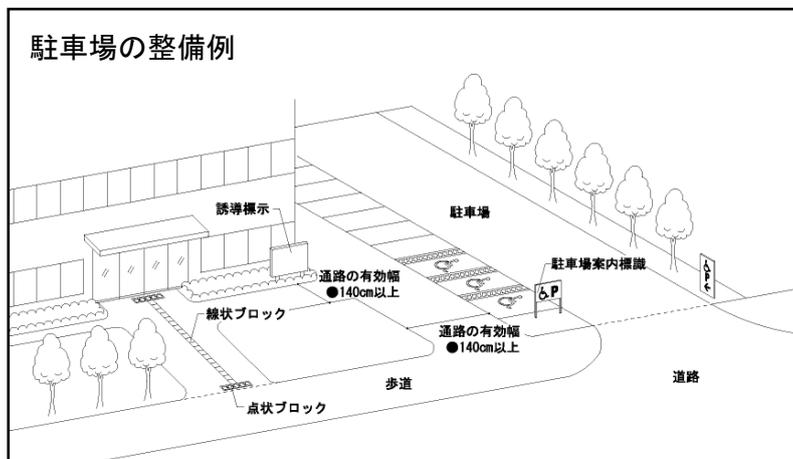
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー新法施行令）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）、東京都福祉のまちづくり条例において、整備基準が定められています。

● 整備に関する基準（遵守基準）

- (1) 駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設置
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること
 - ・幅は、350cm以上とすること
 - ・利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置
 - ・利用居室までの経路について誘導表示を設置（条例で上乘せ）

● 区画の数に関する基準（努力基準）

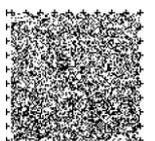
全駐車台数が200台以下 ⇒ 全駐車台数×1/50以上
 全駐車台数が201台以上 ⇒ 全駐車台数×1/100+2以上



● 対象となる施設の用途・種類

以下のような用途・規模の施設において、駐車場を設置する場合に適用
 <例>

- | | | |
|--|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉施設（病院、老人ホーム等） ・文化施設（博物館、美術館、図書館等） ・官公署（保健所、税務署等） | } | すべての規模 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・物販店（百貨店、スーパーマーケット等） ・飲食店（ファミレス等） ・サービス店舗（銀行、郵便局等） | } | 500㎡以上 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・興行施設（劇場、映画館等） ・運動施設（スポーツセンター等） | } | 1,000㎡以上 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅、事務所・・・・・・・・・・・・・・・・ | } | 2,000㎡以上 |



◆ ガイドラインの使い方

実際に行われている取組事例を紹介していきますが、対策は1つだけではなく、いくつか組み合わせるとより効果的となります。

施設の実情に応じて、実施可能な対策に取り組んでいただき、より多くの施設において適正利用の推進に役立ててください。

それぞれの特色を活かし、施設の規模や状況等に応じて、効果的と考えられる取組の例は次のとおりですので、参考としてください。

不適正利用が見られる、利用に関する苦情やトラブルのある駐車施設

効果的な取組事例

- 取組1：床面を塗装（P5）
- 取組2：看板を設置（P6）

さらに

障害者等用駐車区画の利用者が多い場合

- 取組3：思いやり駐車区画の設置（P7）

さらに

全体の駐車区画数が多く、車両の出入が頻繁な場合

- 取組4：誘導員・警備員による案内（P9）

さらに

障害者等用駐車区画の利用者にリピーターが多い場合

- 取組5：許可証を交付（P11）
- 取組6：専用ゲートの設置（P13）

さらに

その他状況に応じて

- 取組7：館内放送・ポスター（P15）
- 取組8：警告文書の貼付（P16）

